

## 地方分権の推進による都市自治の確立等に関する要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1. 地方分権の推進について

- (1) 地方分権の理念に沿って真の三位一体改革を推進し、残された地方分権改革の最大の課題である国から地方への税源移譲等を基軸とした都市税財政基盤の確立を図ること。

また、国庫補助金の廃止に際しては、同時に、法令等による事務の義務付けの廃止や基準の弾力化など、国の関与・規制を廃止・縮小すること。

- (2) 合併の進展等により、都市自治体は、自治の基盤の充実が進んできている。したがって、自立性の高い行政主体として、福祉や教育など住民に身近な事務を総合的・完結的に処理できるよう、一定の分野ごとにまとまった事務及びこれに伴う所要財源を移譲すること。

特に、まちづくりや土地利用に関する事務については、早急に移譲するとともに、関与の見直しを図ること。

- (3) 政令指定都市は都道府県と同様に、中核市は政令指定都市と同様に、特例市は中核市と同様になるよう、事務・事業に係る一層の権限を移譲すること。

また、中核市の面積要件の緩和及び特例市の指定要件の見直しを図ること。

なお、教職員の任命権等について、広域的な人事交流の仕組みも講じながら、中核市をはじめとする都市自治体に早期に移譲すること。

- (4) 自治体に重大な影響を及ぼす事柄について、地方の意見が適切に国に反映されるような仕組みの構築を図ること。

- (5) 教育委員会、農業委員会については、設置するか、設置せずにその事務を長が行うかを地方公共団体の判断により選択できるようにすること。

また、幼稚園、生涯学習・社会教育、文化・スポーツなどの義務教育以外の事務については、原則として首長の責任の下で行うこととすること。

### 2. その他

- (1) 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づく行政改革成

果の各自治体比較に際しては、これまでの行政改革努力の成果も併せて評価できる客観的基準を採用すること。

- ( 2 ) 地方公共団体における給与決定に関する指標等の整備に当たっては、地方の意見を十分に聴取すること。
- ( 3 ) 地方選挙において候補者がマニフェストを頒布できるよう所要の措置を講じること。

以上要望する。

## 市町村合併に係る支援の充実強化等に関する要望

市町村の自主的な合併の推進及び合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1. 合併市町村に対する財政措置について

(1) 「市町村の合併の特例に関する法律」(旧合併特例法)に基づく合併市町村に対する財政措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、確実に実施するとともに、その活用については、地域の実情に応じた弾力的運用を可能とすること。

また、経過措置団体に対しても同様の予算措置を確実に行うこと。

(2) 合併市町村補助金の交付については、合併期日が年度末等である場合、合併年度において十分な交付を受けることが現実的に困難なことから、合併期日による差異が生じることのないよう、単年度上限額の規定にかかわらず、3年間の合計額が確保できるようにするなど、適切な措置を講じること。

### 2. 合併特例債について

(1) 合併市町村の計画的な振興及び整備を促進するため、合併特例債については、地域の実情に応じた幅広い活用等ができるよう、適切な措置を講じること。

(2) 合併特例債の元利償還金については、普通交付税措置に伴う所要額を確保するとともに、地域の実情に応じた適切な算入を図ること。

### 3. 「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)に基づき合併する市町村の支援について

「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)に基づき合併する市町村については、自主的合併が円滑に進展するよう的確な情報提供を行うとともに、地域の実情や合併後の行政運営を十分考慮し、新しいまちづくりに対する十分な財政措置等を講じること。

### 4. 国の行政機関の管轄区域の見直しについて

市町村合併に伴い都市の行政区域と国の行政機関の管轄区域とに不整合が生じている地域については、行政サービスの低下防止及び相互の円滑な連携を確保するため、管轄区域の整合を図ること。

#### 5．衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の早期見直しについて

市町村合併に伴う市域の拡大により同一市域内において複数の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区が並存している地域については、市民の一体感が阻害され、また選挙事務を行う上でも負担が増大するため、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区を地域の実情に合わせ早期に見直すこと。

#### 6．同一市内において異なる市外局番の再編等について

市町村合併に伴い同一市域内において複数の市外局番が存在する地域については、市民の一体性の確保及び利用者の利便性の向上を図るため、市外局番の再編を早急に進めるとともに、市民に新たな負担が生じることのないよう適切な措置を講じること。

#### 7．コミュニティ放送局の放送エリアの拡大について

大規模災害時に有効な通信手段となるコミュニティ放送局は、放送エリアが限定されていることから、市町村合併に伴う市域の拡大に対応できていないのが現状である。

このため、放送エリアの拡大のための空中線電力の出力増大について、電波法関係審査基準の緩和を図ること。

以上要望する。

## 防災・災害対策の充実強化等に関する要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1. 地震等の災害復興支援について

- (1) 被災市の復旧・振興対策、災害応急対策、災害廃棄物処理などに必要な費用に対し、地域の実情に応じた十分な財政措置を講じること。
- (2) 被災市の速やかな復興のため、災害復旧事業の弾力的な運用を図ること。また、秋季又は冬季に災害を受けた場合でも、災害査定までの準備期間を十分確保するため、被災日から半年以内程度の「期間災」での受検が可能となるように、災害査定制度を見直すこと。
- (3) 被災地のニーズを的確に把握・発信できるシステム、さらには、地方公共団体の技術者、専門家等を迅速かつ円滑に応援派遣できる体制を構築すること。
- (4) 被災者の住宅再建支援制度については、被害の実態に合った十分な対応ができるよう、住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに、住宅本体の建築費・補修費を支給対象とするなど、制度の拡充を図ること。
- (5) 災害発生時における仮設住宅用地等の確保に係る国の協力及び用地提供者に対する税制上の優遇措置等を講じること。

### 2. 防災・災害対策の充実強化等について

- (1) 「地震防災対策特別措置法」において、平成 17 年度までとなっている財政上の特別措置の期限を延長するとともに、大規模地震対策特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく新たな強化・推進地域の指定等を早期に実現すること。
- (2) 消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、ヘリポート整備、デジタル防災行政無線等の整備、防災資機材の備蓄等について、地域の実情を考慮した財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 集中豪雨、地震、津波等に係る観測・予知体制等の充実強化に努めるとともに、

災害情報の確実な伝達と高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の整備を図ること。

( 4 ) 避難施設、防災拠点施設、避難路等の耐震化対策等について

1 ) 災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震診断、補強費用等について、十分な財政措置を講じること。

2 ) 地震災害における予防対策の推進を図る観点から、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図るとともに、耐震改修を促進するための税制を早期に創設すること。

( 5 ) 災害時における地域住民の安全確保を図るため、防災訓練の実施、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

( 6 ) 災害援護資金貸付金の償還について、少額償還者、その他正当な理由が認められる者に対して償還期間の延長を認めるなど、特段の措置を講じること。

以上要望する。

## 住民基本台帳の閲覧制限等に関する要望

個人情報保護施策の更なる充実を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1. 住民基本台帳の閲覧制度等について

(1) 個人情報保護の観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等について請求者の範囲や目的を制限するなど、所要の法整備も含め、早急に適切な措置を講じること。

また、選挙人名簿の抄本の閲覧制度についても、住民基本台帳の閲覧制度と同様、早急に適切な措置を講じること。

(2) 住民票の写し等の交付請求の際の本人確認の徹底など、手続を厳格にするための所要の措置を講じること。また、住民票の写し等の請求事由を明らかにすることを要しない場合を制限することについて検討するとともに、本人による住民票の写し等の交付請求書の開示請求についても併せて検討すること。

### 2. 戸籍謄本・抄本の交付制度等について

(1) 戸籍謄本・抄本等の交付については、請求者の範囲を限定するとともに、請求者の身分確認及び請求事由の明示を徹底すること。併せて、本人による戸籍謄本・抄本等の交付申請書の開示請求についても検討すること。

(2) 虚偽の戸籍の届出を未然に防止するため、届書を持参した者に対する本人確認を徹底するとともに、被害者の負担軽減のため、戸籍の再製に係る手続の見直しを図ること。

以上要望する。

## 情報化施策の推進に関する要望

すべての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1 . 電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。
- 2 . 地域間及び住民間に生じる様々な情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、公共ネットワークや放送・通信事業者等の光ファイバー網など既存施設の有効活用、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。  
特に、中山間地域等における携帯電話の圏外地区の解消やCATV、地上デジタル放送化などの情報通信基盤整備に対する財政措置等を充実すること。
- 3 . 投開票事務の負担軽減、迅速化のため、電子投票制度の普及を促進するとともに、システム導入に係る財政措置の拡充を図ること。

以上要望する。



## 国民保護法制の整備に関する要望

国民保護法制の実効性をより高めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1 . 想定される具体的な武力攻撃事態等に応じた「国民の保護に関する計画」及び「避難実施要領のパターン」を各市が速やかに作成できるよう、国は、市町村国民保護モデル計画及び避難マニュアルについて、幅広い視点から検討を行うとともに、早期に示すこと。
- 2 . 地方公共団体が実施する国民の保護のための措置に係る費用については、原則として、国の負担とされているが、地方公共団体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、平時から必要となる 国民保護計画の策定、 資機材の整備、 訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

以上要望する。

## 安全対策の充実強化等に関する要望

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．我が国の治安を速やかに回復し、安全で安心なまちづくりを一層推進するため、警察官の定数のさらなる増員や交番の増設、空き交番の解消等による警察機能の強化を図るとともに、スーパー防犯灯の増設をはじめとする犯罪を防止するための環境づくりなど、総合的な治安対策の強化を図ること。

また、都市自治体に取り組む安全・安心まちづくり施策に対し、必要な支援を行うこと。

2．特殊地下壕について、地下壕の所有（管理）者を明確にするなど、安全対策の推進に必要な措置を講じること。

3．住宅用火災警報機の設置について、必要な財政措置を講じること。

4．北朝鮮による拉致被害者全員の早期帰国の実現と、拉致の可能性のある行方不明者の全容解明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。

以上要望する。

## 人権擁護の推進に関する要望

人権擁護の推進を図り、住民の基本的な人権を護るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1 .人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。
- 2 . 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び人権啓発の一層の推進を図ること。  
また、国の委託啓発事業について、委託対象の緩和等、地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の大幅な増額を図るとともに、地方公共団体が実施する人権教育及び人権啓発事業に対して十分な財政措置を講じること。
- 3 . インターネット等を利用したプライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について十分な措置を定めた法制度を整備すること。  
また、法制度確立までの間においては、インターネット上での同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関において迅速に削除要請を行うこと。

以上要望する。

## 男女共同参画社会の推進に関する要望

男女共同参画社会を推進するため、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法の趣旨の周知徹底と指導の強化を図るとともに、女性の労働権を保障するための法整備など必要な施策を講じること。

また、配偶者等の暴力から被害者を保護するため、緊急一時保護施設を充実強化し、その広域連携を図るとともに、民間シェルター等への適切な財政措置を講じること。さらに、加害者の更なる暴力を防止するため、更生プログラムの制度化を図ること。

以上要望する。

## 北方領土の返還促進に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願である。

よって、国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向けた外交交渉を国際世論の喚起に努めながら一層加速化させ、引き続き最大限の努力を行うこと。

以上要望する。

## 外国人登録制度の改善に関する要望

外国人登録制度について、在留外国人の負担の軽減を図るため、外国人登録証明書の常時携帯義務の廃止、各種義務年齢の引上げ等、外国人登録制度の抜本的な改善措置を講じること。

以上要望する。

## 地籍調査事業の推進に関する要望

国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とした地籍調査事業は、平成 12 年度から「第 5 次国土調査事業十箇年計画」に基づき実施されており、本計画において、外部への委託や簡便な調査手法などの事業促進策が導入されている。

しかしながら、今なお、都市自治体においては、大きな財政負担と膨大な事務処理が必要であり、計画的な地籍調査事業の推進に支障をきたしているのが現状である。

よって、国は、地籍調査事業を推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。

以上要望する。

## 三位一体改革の推進に関する要望

昨年 11 月 26 日の政府・与党合意では、国庫補助負担金改革が 2 兆 4 千億円で止まっているなど、多くの課題が先送りされた。我々は 3 兆円の税源移譲を確実なものとし、さらなる地方分権を進めるため、「地方の改革案（2）」を取りまとめ、本年 7 月に改めて政府に提出した。

我々都市自治体は、厳しい財政状況の下、徹底した行財政改革を積極的に進めており、また、今後もより一層取り組んで参る決意である。

よって、国は、我々が二度にわたり提出した地方の改革案を真摯に受け止め、真の地方分権推進の実現のため、次の事項を確実に講じられたい。

- 1．平成 18 年度の税制改正において、個人住民税（所得割）の 10% 比例税率化により、おおむね 3 兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。その際には、基礎的行政サービスを担う市町村に十分配慮すること。

また、税源移譲の内容、実施時期等を早急に明らかにするとともに、所得課税全体で実質的な増税とならないよう、納税者負担の調整措置を適切に行うこと。

- 2．税源移譲に結びつく補助金改革は、地方の意見を尊重し、地方の改革案に沿って実現すること。特に、社会福祉施設など住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設に係る国庫補助負担金は優先して廃止し、税源移譲すること。

その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。

また、交付金化等は、国に権限と財源が残り、補助金と何ら変わらないことから、認められない。さらに、本来、国の責務として行うべき生活保護費などの負担転嫁は絶対に受け入れられない。

なお、義務教育国庫負担金等の税源移譲については、最終的には「国と地方の協議の場」において協議・決定すること。



3．平成 18 年度の地方交付税については、「基本方針 2005」を踏まえ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんは、地方交付税の法定率分の引上げで対応するとともに、税源移譲の実施による地方交付税原資の減少分に対しては、地方交付税率の引上げ等の措置を講じること。

4．地方財政計画と決算の乖離については、地方単独事業の大幅な削減といった一面的な見直しではなく、地方における施策の取組みや決算状況の実態を踏まえ、投資から経常への需要構造の変化を的確に地方財政計画に反映させること。

また、地方団体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の中期的なビジョンを策定するとともに、将来においても地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。

5．地方分権を一層推進するため、国と地方の最終支出と税源配分の乖離を縮小するため、消費税を含めた基幹税により 8 兆円の税源移譲を積極的に進めること。そのため、19 年度以降も「第 2 期改革」として更なる改革を行うこと。

また、「国と地方の協議の場」を、今後、定期的に開催し、これを制度化すること。

以上要望する。

## 都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項について早期に実現されたい。

### 1. 個人住民税の充実確保について

(1) 市町村の基幹税目である個人住民税は、地域社会の費用を住民が広く応能・応益負担している税であり、基礎的行政サービスを安定的に支えていくうえで極めて重要な税であることを踏まえて、市町村への配分の充実を図ること。

また、個人住民税均等割については、これまでの1人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

(2) 生命保険料控除及び損害保険料控除については、その性格に鑑み、速やかに廃止するとともに、新たな政策的控除は行わないこと。また、人的控除などについても課税の公平・中立・簡素などの観点から見直しを行うこと。

(3) 所得税において定率減税を廃止・縮減する場合には、個人住民税においても同様の見直しを行うこと。

(4) 公的年金等からの特別徴収については、所得税や介護保険料において同様の制度が既に導入されていることを踏まえ、公的年金等からの特別徴収制度を創設すること。

また、所得発生時点と税の徴収時点との時間的間隔をできるだけ近づけ、本来の所得課税のあり方である所得の発生に応じた税負担を求めることとなるよう、所得税と同様の現年課税方式の可能性について検討すること。

### 2. 法人住民税の充実確保について

(1) 法人所得課税については、都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性を考慮し、法人住民税としての市町村への配分割合を充実すること。

また、法人住民税均等割の税率を引き上げること。

(2) 日本銀行の国庫納付金に係る課税について適切な措置を講じること。

3. 事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和61年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実確保を図ること。

4．軽自動車税等定額課税については、相当長期にわたり税率が据え置かれていることから、税負担の均衡を勘案し、税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるので、徴税効率及び課税事務の向上のため、税率、課税方法、課税対象等の課税制度の見直しを早急に行うこと。

また、特別とん税についても、港湾施設の整備に要する費用の増大等に鑑み、税率を引き上げること。

5．市町村道の整備水準及び市町村道に係る特定財源比率は、国に比し依然として低い状況であることに鑑み、市町村道路財源の充実強化を図ること。

6．空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が多額であることに鑑み、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。

7．地方税における非課税等特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。特に、固定資産税については、他の事業者と不均衡が生じているものや、担税力のある者を優遇する結果となっている特例など、非課税措置、課税標準の特例措置等については、引き続き見直しを行うこと。

また、国税における租税特別措置についても、引き続き見直しを行い、地方税収を確保すること。

8．政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられており、地方分権改革のより一層の推進のためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税制上の特例措置を設けること。

9．市立小・中学校の教職員に係る給与費負担の政令指定都市等への移管に当たっては、義務教育費国庫負担金の改革全体の議論と一体を進めるとともに、学級編制や教職員定数、教職員配置等包括的な権限移譲を前提として、所要全額について、国及び道府県からの税源移譲により措置すること。

10. 温暖化対策税制(いわゆる環境税制)の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等適切な措置を講じること。
11. ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在都市におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度の堅持を図ること。
12. 還付加算金等の利率については、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう見直しを行うこと。
13. 税制改正により減収等が生じる場合は、今後における都市の自主的な行財政運営に支障を来たすことのないよう、適切な税・財源措置等により補てんすること。
14. 地方税の電子申告システムについては、その円滑な導入及び安定的運営により、利用者の増加が図られることが重要であり、地方公共団体共同のシステム構築及び費用等について、国及び都道府県の協力体制を維持すること。  
また、社会保険庁からの公的年金等支払報告、国税庁所管の確定申告データ及び配当・報酬等の資料一覧データについては、紙により提供された一覧表等を基に改めて市町村が電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費やしていることから、これらのデータ提供については、電磁的記録媒体により行うこと。
15. 都市税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくため、税負担の公平を確保するとともに、住民に分かりやすい簡素な制度とし、併せて納税者の事務負担の軽減等を図り、税務事務の効率化を図ること。  
また、引き続き、課税の公平性を確保する等の観点から、固定資産税(償却資産)の課税に必要な国税申告資料の供覧等ができるように法定化を図るなど、国・都道府県との税務行政運営上の協力体制を充実すること。

以上要望する。

## 固定資産税に関する要望

固定資産税は、市税の大宗を占める重要な基幹税目であり、基礎的行政サービスを賄う財源として、その税収動向は行財政運営に重大な影響を及ぼすものである。よって、国は、次の事項について適切な措置を講じられたい。

- 1．固定資産税収は、平成 12 年度以降減収傾向が続いており、さらに、平成 18 年度は評価替えが行われるため、地価や建築物価の下落等により、大幅な減収となる見込みである。このことから、都市財政は、より一層厳しい状況に追い込まれることは必至であるため、税収の安定的確保を図るうえからも、特に商業地等の負担水準の上限については、現行の 70% を堅持すること。
- 2．宅地の負担調整措置について、課税の公平性の観点から、速やかに負担水準の均衡化を図るとともに、納税者がより理解しやすい課税の仕組みとなるよう制度の簡素化を図ること。

以上要望する。

## 地方交付税の充実にに関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源である。現在、都市自治体においては、人件費の抑制、事務事業の抜本的見直しなど、徹底した行財政改革に懸命に取り組みつつ、増大かつ多様化する行政需要に的確に対応している。今後とも、引き続き、歳出の見直しなど、地方財政の健全化に努め、自ら税収確保等に努力すべきことは当然であるが、国においては、国と地方の信頼関係を損なうことなく、都市自治体の安定的な財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地方交付税の財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、平成 18 年度の地方交付税については、「基本方針 2005」を踏まえ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。

また、地方財源不足に対する補てんは、地方交付税の法定率分の引上げで対応するとともに、本格的な税源移譲の際には、地方交付税原資の減少が生じることがないように、地方交付税率の引上げ等の措置を実施すること。

2．地方財政計画と決算の乖離については、地方単独事業の大幅な削減といった一面的な見直しではなく、地方における施策の取組みや決算状況の実態を踏まえ、投資から経常への需要構造の変化を的確に地方財政計画に反映させること。

また、地方団体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の予見可能な中期的な財政ビジョンを策定するとともに、将来においても地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。

3．地方交付税の算定については、算定費目の拡大や単位費用の引上げなど、都市の実態に即した算定方法の見直しを行うこと。

4．国の景気対策等に応ずって発行した地方債などの償還費については、国の責任において、地方交付税など適切な財政措置を講じること。

以上要望する。

## 国庫補助負担金に関する要望

税源移譲に結びつく国庫補助負担金の廃止については、地方六団体が取りまとめた「国庫補助負担金等の改革案(2)」(以下、「地方改革案(2)」という。)に沿った見直しを行い、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革は、地方の意見を尊重し、地方の改革案に沿って実現すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。

また、複数の補助金の統合や交付金化は、国に権限と財源を存続させ、補助金と何ら変わらないものであるので、廃止し税源移譲すること。

なお、残された課題である義務教育費国庫負担金等については、最終的には「国と地方の協議の場」において協議・決定すること。

2. 国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、予算シーリングによる国庫補助負担金の縮減などスリム化と称して改革に含めることは、三位一体改革に名を借りた地方への負担転嫁であり、絶対に認められないこと。

特に、生活保護事務及び児童扶養手当事務は、法定受託事務として国が責任と権限をもって保護基準等を決定し、地方はその基準に従って事務を実施しており、地方自治体の裁量を拡大するものでは決してなく、国庫負担の見直しは地方への単なる負担転嫁であり、断固反対する。

3. 社会福祉施設など住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設整備については、地方の判断で計画的に整備することが効率的であり、地方の裁量度を高め自主性を拡大するためにも、廃止して税源移譲すること。その際、円滑な執行が確保され、平準的な財政運営が可能となるよう、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の措置を講じ、既に着手している事業については、円滑な事業が行えるよう特別な経過的財源措置を講じること。

4 . 国の判断で存続している国庫補助負担金は、国の責任において、補助単価、補助対象、基準数量等について、社会経済の実態に即した見直しを行い、都市自治体の財政運営に支障を生じさせることのないよう超過負担の解消や手続の簡素化を図るとともに、地方分権の理念に沿い、都市の裁量度を高め自主性を大幅に拡大すること。

以上要望する。



## 地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1 .地方債については、平成 18 年度より許可制から協議制に移行されることとなっているが、引き続き生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。そのため、公営企業金融公庫の機能は今後とも堅持すること。
- 2 . 政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、その見直しを含めた弾力的措置を講ずるなどにより、公債費負担の軽減を図ること。  
また、政府資金の借換債の発行を認めるとともに公庫資金の借換条件の緩和を図ること。
- 3 . 起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。また、各都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう退職手当債、地域再生事業債等については、都市自治体の実情に十分配慮し、弾力的な運用を図ること。

以上要望する。

## 介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- (4) 制度の見直しに伴って生ずる電算システム改修等の経費について、十分な財政措置を講じること。

### 2. 制度改正について

介護保険法改正に伴う政省令等の情報については、速やかに提供すること。また、制度の改正については、都市自治体の意見を尊重すること。

### 3. 低所得者対策等について

- (1) 国が実施している低所得者対策は、税制改正による影響も含め、保険料及び利用料の軽減策が不十分なことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

### 4. 介護サービスの基盤整備について

高齢者保健福祉計画及び市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保・養成を含めた基盤整備について、十分な財政措置を講じること。

## 5. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いている賦課方法のあり方を含め、より公平な保険料設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 税制改正に伴い介護保険料が増加する被保険者に対し激変緩和措置が採られるが、この緩和分の財源については、第1号保険料で賄うのではなく、国による財政措置を講じること。

## 6. 要介護認定について

新予防給付対象者のスクリーニングなど要介護認定事務の負担の増加が見込まれることから、事務の簡素効率化を図るため、認定有効期間のあり方を含め認定事務の更なる効率化を図ること。

## 7. 新予防給付等について

- (1) 地域支援事業をはじめとする介護予防システムを確立するとともに、その財政負担については、都市自治体や被保険者に転嫁することのないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 新予防給付の導入に際しては、高齢者の生活環境、心身の状況に応じた適切なサービスの提供が行われるよう、十分に検討すること。  
また、新予防給付における対象者の審査・判定基準を明確にし、認定審査に係る事務負担に配慮すること。
- (3) 地域包括支援センター必置の職員が確保できるよう十分な対策を講じること。

## 8. 被保険者及び受給者の範囲について

障害者施策との統合及び被保険者の年齢の範囲拡大については、慎重を期すること。

以上要望する。

## 国民健康保険制度に関する要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医療保険制度改革について

- (1) 給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- (2) 医療保険制度体系に関する基本方針の「医療保険制度の一元化」という基本理念を明確にし、その道筋である都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合の具体的方策を確立するとともに、市町村の意見を十分尊重すること。
- (3) 新たな高齢者医療制度については、安定的で持続可能な制度を構築するため、市町村を保険者とせず、国等を保険者とすること。
- (4) 医療費適正化対策をさらに推進するとともに、国民にわかりやすい診療報酬体系、薬価基準制度への見直しを図り、市町村や被保険者に過重な負担を強いる改革としないこと。

### 2. 当面の措置及び制度運営について

- (1) 国保の財政基盤の強化を図るため、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。  
また、高額医療費共同事業、保険基盤安定制度を継続・拡充するとともに、財政安定化支援事業について、十分な財政措置を講じること。  
さらに、精神・結核の保険優先に伴う負担増に対する財政措置を講じること。
- (2) 国の責任において、統一的な保険料(税)の減免制度を創設し、減免額に対する十分な財政措置を講じること。
- (3) 介護保険料上乘せによる収納率の低下により、国保の運営に支障を来しているため、十分な財政措置を講じること。
- (4) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

- ( 5 ) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する療養給付費等負担金の減額措置を廃止すること。
- ( 6 ) 保険料(税)収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- ( 7 ) 保険料(税)の2割軽減に係る申請方式を廃止すること。
- ( 8 ) 老人保健法の適用年齢の段階的な引上げに伴う負担増に対し、国庫負担の割合を引き上げるなど、十分な財政措置を講じること。
- ( 9 ) 税制改正に伴い、国民健康保険料(税)が大幅に増加する高齢者の負担を軽減するため、すべての賦課方式に効果的な激変緩和措置を講じること。  
また、この激変緩和措置については、市町村に新たな財政負担が生じないものとする。

### 3. 被保険者の資格情報等について

- ( 1 ) 被用者保険の保険者が、資格喪失者の情報を国保保険者に通知するよう制度化すること。
- ( 2 ) 国保資格を喪失した被保険者が受診したことに伴う過誤調整については、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるよう法令を整備すること。

### 4. 保険給付の適用範囲の見直しについて

児童の弱視や斜視治療に必要な眼鏡等及び治療材料について、保険給付の対象とすること。

以上要望する。

## 少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の着実な推進に向け、総合的な子育て支援に係る環境整備施策について、十分な財政措置等を講じること。  
また、少子化に関する国民の意識を高めるため、積極的な啓発活動を行うこと。
- 2．次世代育成支援対策施設整備については、地方の意見を十分尊重し、地方への負担転嫁とならないよう、税源移譲等により所要の財源を確保すること。
- 3．子どもを安心して生み育てられる社会的、経済的な環境づくりを促進するため、子育て世帯に対する所得税負担の大幅な軽減等、適切な措置を講じること。
- 4．保育対策について
  - (1) 幼児教育・保育を一体として捉えた総合施設について、給食提供方法の基準、幼稚園からの転用施設における民間委託の活用等、地方の実情に即した整備・運営が図れるよう、柔軟な制度とすること。
  - (2) 保育所待機児童の解消のため、保育所施設整備等について財政措置の拡充を図ること。
  - (3) 保育所運営費について、多様な保育サービスの提供や適正な運営を確保するための財政措置を講じること。
  - (4) 保育対策等促進事業等について、実情に即した制度にするとともに、十分な財政措置を講じること。
  - (5) 保育所徴収金の基準の見直しにあたっては、都市自治体や保護者の負担増とならないよう十分配慮すること。

- 5．児童扶養手当給付費については、三位一体改革の対象とはせず、現行の国庫負担率を堅持すること。
- 6．父子家庭についても児童扶養手当給付費の支給対象とすること。
- 7．放課後児童健全育成事業について十分な財政措置を講じるとともに、きめ細やかな基準の設定等、適正な事業運営を確保するための措置を行うこと。
- 8．児童虐待防止対策等に関する市町村の児童家庭相談について、都市自治体に立ち入り調査権限を付与する等、更なる制度の改善や人材の確保を含めた相談体制の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 9．乳幼児医療費の無料化など効果的な子育て支援策を講じること。
- 10．特定不妊治療費助成事業について財政措置の拡充等を図ること。

以上要望する。

## 保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．生活保護制度について

- (1) 生活保護費については、三位一体改革の対象とはせず、現行の国庫負担率を堅持すること。
- (2) 社会経済状況の変化に適応した制度の抜本的見直し、地域の実態に即した級地区分の見直しを図るとともに、実施機関への調査権限の付与等の措置を講じること。
- (3) 精神障害者に対する障害者加算の判定に際し、国民年金証書等の有無にかかわらず、精神障害者保健福祉手帳により障害程度の認定を行えるよう改善すること。
- (4) 長期生活支援資金について、貸付要件の緩和を図るとともに、居住用不動産を有している者への生活保護適用に際しては、同資金の活用を優先する措置を講じること。
- (5) 不正受給の再発や過度の受診を防ぐため、適正な給付に資する措置を講じること。
- (6) 国庫負担金の交付額の算定にあたっては、生活保護法第 78 条の規定による徴収金の額ではなく、実際に納付された額を控除すること。

### 2．社会福祉施設及び保健衛生施設整備等について、地域の実態を踏まえ財政措置の充実を図ること。

### 3．ホームレスに係る就労の自立支援や宿泊施設の整備など、総合的な支援策を積極的に推進すること。

### 4．原爆小頭症患者の生涯にわたる生活保障制度を確立すること。

### 5．戦没者遺族に対する特別弔慰金制度について、制度の大幅な簡素化を図る



とともに、事務費について財政措置を講じること。

以上要望する。

## 障害者福祉施策に関する要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．障害者の自立と社会参加に向けた障害者福祉施策の円滑な推進を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 2．障害者の多様なニーズに適応した障害者福祉施設の整備等について、財政措置の充実を図ること。
- 3．障害者自立支援法について
  - (1) 障害者自立支援法については、障害者の日常生活の実態を踏まえたサービス利用を促進するため、利用要件の緩和を図り、在宅福祉サービス等に対して十分な財政措置を講じること。
  - (2) 制度の施行にあたっては、周知期間を設け、市町村等と十分協議するとともに、明確な運用基準や制度の詳細等について速やかに情報提供を行うこと。
  - (3) 低所得者対策の充実、社会経済状況に即したサービス単価の設定など、必要な措置を講じること。
  - (4) 重度重複障害者（児）の日中活動を身近な場所で確保できるよう、デイサービスの単価設定について十分配慮すること。また、児童デイサービスの対象年齢の拡大を図ること。
  - (5) 障害者の自立を支援する観点から、適正なサービス利用計画を活かしたケアマネジメント制度の構築を図ること。
  - (6) 地域生活支援事業の円滑な実施を図るため、ガイドラインで具体的に提示すること。
- 4．精神障害者等の福祉施策について
  - (1) 精神障害者に対する就労支援をはじめとする社会復帰等の施策の充実を図るため、十分な財政措置を講じること。
  - (2) 24時間支援することができる精神障害者グループホーム制度を創設すること。

( 3 ) 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引の利用制限を撤廃するよう、関係機関へ要請すること。

以上要望する。

## 地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・増進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．自治体病院について

#### (1) 医師の育成・確保について

- 1) 研修医に研修終了後の1～2年間を自治体病院で勤務することを義務付けること。
- 2) 大学医学部入学定員について、地元推薦枠の拡大・地方枠の設定等を行うとともに、地域医療に意欲ある学生への特別奨学金制度を創設するなどして、地域医療を担う医師の育成・確保を図ること。

#### (2) 医療情報化の推進について

- 1) 医療情報システムの基盤となるネットワークを構築すること。
- 2) 医療情報システム導入経費に対する財政措置を講じること。
- 3) 医療情報システムの導入に対して、診療報酬の加算措置を講じること。

### 2．小児科医・産科医の育成・確保について

#### (1) 小児科及び産科医師の育成・確保について、早急に抜本的な対策を講じること。

#### (2) 小児救急医療体制が地域の中で体系的に展開できるように、小児科医の計画的な育成を図るとともに、それにかかる財政措置を講じること。

#### (3) 小児医療の診療報酬体系の適正化を図ること。

#### (4) 身近な地域で安心して出産できるように、産科医の計画的な育成・確保策を講じること。

### 3．乳幼児について、予防接種をはじめとする各種保健事業を推進するため、財政措置の充実を図ること。

### 4．がんによる死亡率は依然として高く、早期発見は重要であるので、がん検診に対する財政措置の充実を図ること。

以上要望する。

## 国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国の責任において、保険料収納率の向上及び年金未加入者の加入促進を図ること。
- 2．無年金の状態におかれている在日外国人高齢者等に対する救済措置を講じること。

以上要望する。

## 水道事業に関する要望

安全な水道水の確保及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．浄水場、管路等の老朽水道施設の更新・改良について、財政措置を講じること。
- 2．大規模災害等への対策強化を目的とした水道施設の整備について、財政措置を講じること。
- 3．鉛給水管布設替工事の促進を図るため、起債対象の拡大等財政措置を講じること。
- 4．上水道事業債について、償還期間の延長、繰上償還の条件の緩和を図るとともに、借換制度を拡充すること。
- 5．市町村合併に伴い必要が生じる簡易水道統合整備事業に係る補助採択要件のうち、上水道施設側の人口規模要件を撤廃すること。

以上要望する。

## 雇用就業対策に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域雇用対策の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。
- 2．高齢者の雇用を促進し、生活の安定を図るため、シルバー人材センター等の家内労働者の事業収入に対する租税特別措置法上の控除額を拡大すること。

以上要望する。

## 廃棄物対策に関する要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 根本的なごみの減量化を図るため、資源循環型社会の構築を基本理念とした環境教育の充実など、国民への啓発活動を行うこと。
- (2) 一般廃棄物の発生を抑制するため、一般廃棄物処理の有料化を推進する方針を早期に示すこと。
- (3) 多様な廃棄物に対する低コストのリサイクル技術の開発を図るとともに、リサイクル製品の流通・拡大を含めた総合的な廃棄物再生利用対策を推進すること。
- (4) 資源リサイクルを一層促進するため、リサイクル関連業者についても、製造業者と同様の支援措置を講じること。
- (5) スプレー缶及び使用済み携帯用小型カセットボンベ容器など、処理が困難な製品の回収・処理を事業者に義務付けること。
- (6) 廃棄物全般について不法投棄対策を強化すること。
- (7) 不法投棄廃棄物の撤去について、実効ある対策を講じること。
- (8) 海岸に漂着する廃棄物の処理について、財政措置を講じること。  
また、日本海沿岸諸国への協力要請など国際的な協調による措置を講じること。
- (9) リサイクルしやすい製品の普及を促進すること。
- (10) 市町村が行う生ごみ処理機購入補助事業に対する財政措置を講じること。
- (11) 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する法制化を図ること。
- (12) 循環型社会を実現するため、民間活力による一般廃棄物と産業廃棄物を併せた広域的な廃棄物処理計画への支援等について、制度化に向けた検討を行うこと。
- (13) 国内におけるリサイクル原料の安定的確保に向けた対策強化を図ること。



## 2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 廃棄物処理施設整備について、財政措置の拡充を図ること。  
特に、焼却灰溶融化施設の整備について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 廃棄物焼却施設の解体撤去工事費について、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合も含め、更なる財政措置を講じること。
- (3) 既存施設の改良に伴うダイオキシン類の濃度の測定、汚染物質の除去及び拡散防止対策などダイオキシン類ばく露防止対策に係る費用について、適切な措置を講じること。
- (4) ごみ処理広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備について財政措置を拡充するとともに、広域化に伴う施設廃止等について国庫補助金の返還免除、地方債の償還猶予など特例措置を講じること。
- (5) 循環型社会の構築に向け、リサイクル施設の整備・運営について財政措置を講じること。
- (6) ごみ固形燃料製造施設等の安全対策について、十分な財政措置を講じること。

## 3. 容器包装リサイクル法について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、製造事業者等に回収を求めるなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担について、見直しを行うこと。
- (2) 容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止対策の一環として、リターナブル容器の普及促進を図るとともに、デポジット制を導入すること。
- (3) 事業者等に対し、設計段階から分別やリサイクルに配慮した仕様を義務付けること。
- (4) 容器包装リサイクル法の対象が容器包装に限られていることから、排出者には分かりにくく混乱を招いているため、容器包装の定義を明確にするなど制度の見直しを行うこと。

## 4. 家電リサイクル法について

- (1) 家電4品目等のリサイクル費用については、製品販売時における徴収するとともに、同費用の管理システムを確立すること。  
また、家電品目の対象の拡大について、検討すること。
- (2) 製造事業者の責任を明確にし、市町村に新たな負担が生じないようにす

るとともに、リサイクル費用の低減に寄与する施策の充実を図ること。

(3) 不法投棄については、事業者の責任において国民への啓発を行うとともに、所有者登録制度を確立するなど、その防止対策の徹底を図ること。

また、不法投棄が生じた場合の費用については、国又は事業者において負担すること。

(4) 買替え又は自らが過去に販売した場合に限られている小売業者の引取条件の緩和、指定引取場所の区分の廃止など、排出者等の利便性に配慮した制度とすること。

## 5. 産業廃棄物について

産業廃棄物の不適正処理に対応するため、自社処分行為に係る罰則を強化するとともに、小型焼却炉や保管施設等に対する規制を強化すること。

以上要望する。

## 生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．浄化槽設置整備事業等について

- (1) 浄化槽設置整備事業について、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 下水道事業区域内において、下水道整備が当分見込まれない地域における浄化槽設置に対する財政措置の要件を緩和すること。
- (3) 住宅団地等における老朽化した大型浄化槽の改築等を促進するため、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 合併処理浄化槽への設置換えに伴う単独処理浄化槽の撤去費について、財政措置を講じること。

### 2．汚泥処理対策について、広域的な処理施設の整備を推進するとともに、汚泥の有効利用を促進すること。

### 3．地球温暖化防止対策について、「京都議定書」の目標達成に向けた環境税の導入、小売業等の深夜営業の自粛や規制の検討など温室効果ガス削減等に対する効果的な誘導措置を展開すること。

### 4．地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

### 5．有害大気汚染物質における未規制の物質に対し、環境基準の設定等の措置を検討すること。

### 6．国立公園の施設整備については、関係自治体と協議しながら進めるとともに、所要の財政措置を講じること。

### 7．ガソリンスタンド等跡地に土壌調査を義務付けるとともに、小規模事業者が行う土壌調査や浄化事業等について、財政措置を講じること。

以上要望する。

## アスベスト問題に関する要望

市民の不安を払拭し、安全と安心を確保するため、国は、次の事項について、早急かつ継続的な措置を講じられたい。

1．国が実施している各種相談窓口と自治体の窓口との相互連携の一層の強化を図ること。

また、国民の不安解消を図るため、最新の知見をとりまとめ十分な情報提供を行うなど、専門的な支援体制の構築を確実に推進すること。

2．アスベストを取り扱ったことのある事業所や従業員等の実態調査を引き続き行うとともに、情報開示を行うこと。

3．アスベスト含有分析調査及び空気濃度調査等に係る機材の開発、環境基準の設定並びにアスベスト関連疾患の早期発見につながる検査手法や治療方法の研究を強力かつ確実に推進する等、アスベスト製品製造事業所周辺地域の住民等に対する不安解消のための施策の充実を図ること。

4．現行の労災補償や公害健康被害補償の対象としていない元従業員、家族及び周辺住民等の被害者に対する救済を実施するため、時効の撤廃など制度の見直しや新たな法的措置を早急に講じること。

また、「石綿健康被害の救済に関する基本的枠組み」の中で引き続き検討することとされている基金への公費負担については、国の責任において対応すること。

5．公共施設等におけるアスベストの使用実態を把握するため調査を推進するとともに、アスベストへの対応策、調査及び除去等の改善措置に対して十分な支援措置を講じること。

6．建物の解体や補修に伴うアスベストの飛散防止対策及び適正処理のための廃棄物対策を強化すること。

7. アスベスト含有製品の全面禁止を早期に達成するため、代替化の促進を図ること。

以上要望する。

## 公立学校施設の整備に関する要望

公立学校施設の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 . 公立学校施設整備については、地方が自主的・計画的に施設整備に取り組むことができるように、税源移譲等により所要の財源を確保すること。

なお、アスベスト対策について、適切な措置を講じること。

2 . 公立学校施設災害の復旧事業について、財政措置の充実を図ること。

3 . 義務教育施設整備事業に係る合併特例債については、起債対象事業費の拡大を図ること。

4 . 国有学校用地等について

( 1 ) 国有学校用地の利用については無償貸付又は大幅な減額を図るとともに、改築承諾料の徴収を廃止すること。

( 2 ) 閉校後の国有学校用地の使用料について、減免措置を講じること。

以上要望する。

## 義務教育施策等に関する要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公立小中学校教職員の人事権を、中核市をはじめとする都市自治体に移譲すること。

2．義務教育費に係る費用負担の見直しに当たっては、地方の意見を十分尊重し、税源移譲等により所要の財源を確保すること。

また、その際、少人数学級編制、習熟度別授業、チームティーチング等、地域の実情に応じたきめ細かな教育の取組みを推進し、義務教育の充実を図ること。

3．教職員配置の充実について

(1) 少人数教育の推進を図るため、教職員配置の更なる充実を図ること。

(2) 複式学級解消のため、教職員定数の改善を図ること。

(3) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置の充実を図ること。

(4) 専任の司書教諭の配置について、定数化を図ること。

(5) 学校栄養職員の配置を促進すること。

4．生徒指導体制の充実について

(1) 不登校対策としての適応指導教育について、専任指導員の複数配置等の充実を図ること。

(2) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭の複数配置を促進すること。

5．障害児等の教育環境の充実について

(1) 特殊学級及び障害児が在籍する普通学級に介助員を配置するとともに、機動的・弾力的な教職員配置を図ること。

(2) LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に

対する通級制度を確立するとともに、専門教員の養成、配置の充実を図ること。

(3) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級について、入学手続の簡素化を図ること。

6. 学校の安全確保に係る財政措置を充実すること。

7. 学校管理下における児童・生徒の傷病について、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付事業の給付対象を拡大すること。

8. 就学援助及び幼稚園就園奨励について財政措置の充実を図ること。

9. 幼児教育・保育を一体として捉えた総合施設について、給食提供方法の基準、幼稚園からの転用施設における民間委託の活用等、地方の実情に即した整備・運営が図れるよう、柔軟な制度とすること。

以上要望する。



## 地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．史跡等の保存、文化財保存修理等に係る施策を推進するため、財政措置の充実を図ること。
- 2．埋蔵文化財保管施設の整備について財政措置の充実を図ること。
- 3．社会教育施設の整備について、財政措置の充実を図ること。  
また、公立美術館の海外美術品借入れ時等に生じる高額保険料負担についても、適切な財政措置を講じること。

以上要望する。

## 農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．農業の持続的発展と農業経営の健全化のため、農業後継者の育成や担い手の確保対策を充実するなど必要な措置を講じること。
- 2．米政策の改革を図るため、大綱に基づく関連対策を着実に実施すること。
- 3．W T O 農業交渉ならびに F T A 交渉にあたっては、わが国農業の現状を踏まえ、現実的でバランスの取れた合意が得られるようにすること。  
また、わが国農業の競争力強化に向け、さらなる改革を推進すること。
- 4．牛海綿状脳症（B S E）対策について
  - （1）牛海綿状脳症（B S E）の感染ルート及び発生原因をさらに精査し、発生防止並びに安全確保を継続すること。
  - （2）B S E 検査の対象牛が 21 月以上に改正されたことに伴う食品の健康リスクについて、国民に対し十分な説明責任を果たすこと。
  - （3）国民の理解が得られるまで、地方自治体が自主的に行う 21 月未満の B S E 検査に対し必要な支援措置を講じること。
- 5．食肉、牛乳・乳製品などの畜産物の安定供給や価格安定対策を推進すること。
- 6．家畜排せつ物処理施設の整備のため、平成 18 年度以降も必要な措置を講じること。
- 7．2 ha 以下の農地の転用許可については、さらなる事務の迅速化、住民サービスの向上を図るため、都道府県農業会議への諮問についても不要とするよう必要な措置を講じること。

- 8．農業経営の向上を図るため、かんがい排水事業の整備促進を図ること。また、湖沼、河川の水質浄化対策のため、農業集落排水事業の推進を図ること。
- 9．農産物の安全性については、有機栽培と併せて慣行栽培についてもPRを行うこと。
- 10．野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、被害対策の調査研究を行うとともに駆除・防除に係る必要な措置を拡充すること。
- 11．食育の推進にあたっては、地域社会、家庭、学校教育現場等が協力・連携し取り組むことができるよう、適切な支援措置を講じること。
- 12．地球温暖化防止に向け、森林の持つ国土保全、水源涵養、景観形成などの多面的機能を発揮するため、平成19年度以降も森林整備地域活動支援事業を継続すること。  
また、枝打ち・間伐事業等森林の整備保全について適切な支援措置を講じるとともに、間伐材の利用促進並びに国産材需要の拡大を図ること。
- 13．松林、ナラ林の病虫害被害対策について
  - (1) 松林、ナラ林の病虫害被害根絶のため、防除対策を講じること。
  - (2) 被害林における抵抗性マツの植栽、樹種転換等の実施について適切な措置を講じること。
  - (3) 森林資源の有効活用及び保全を図るため、被害木の活用方法の研究開発を推進すること。
- 14．漁業用燃油価格高騰により、厳しい経営状況にある漁業者に対し漁業経営の健全化を図るため、燃料油及び石油関連製品の価格安定と漁業者への支援措置を講じること。
- 15．WTO水産物貿易交渉に当たっては、現行の輸入割当制度及び関税水準を堅持すること。

16. 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる推進及び漁港漁場整備長期計画における漁港整備を積極的に推進すること。

17. 漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。

18. 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。

19. 大型クラゲによる漁業被害について必要な措置を講じるとともに、その防除、駆除、処理技術を早期に開発すること。

また、大型クラゲの大量発生、来遊のメカニズムを早期に解明すること。

以上要望する。

## 地域経済の振興等に関する要望

地域経済の振興及び活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．景気の着実な回復を図るため、税制のあり方を含めた総合的な経済対策を実施すること。
- 2．中小企業対策について
  - (1) 中小企業の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を協力を推進すること。
  - (2) 中小企業向けの融資については、信用保証制度の充実及び円滑な資金調達の実現を図ること。
  - (3) 中小企業信用保険法の特定業種指定の一層の拡大を図ること。
- 3．大規模小売店舗の出店に際しては、地方公共団体が地域の実情に即した調整を行うことができるよう、大規模小売店舗立地法の改正等の措置を講じること。
- 4．地域経済の自立的発展を促進するため、日本政策投資銀行による出融資機能の充実を図ること。
- 5．公営競技交付金制度は、事業収益に応じた負担とするよう見直すこと。
- 6．地球温暖化防止のため、省エネルギー対策事業及び新エネルギー導入事業の促進を図ること。  
また、住宅用の太陽光発電などに対する支援措置のさらなる強化を図ること。

以上要望する。

## 公共事業に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
- 2．国等が施工する建設事業にかかる負担金について、関係法令の見直し等を行い、市負担の廃止もしくは軽減を図ること。
- 3．公共工事における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備等を図ること。

また、コスト縮減と品質確保の両立を図るため、公共事業に相応しい調達方法の確立や技術者のいない発注者の支援について必要な措置を講じること。

以上要望する。

## 下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道等の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．下水道の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るため、地域の実態にあった措置を講じること。
- 2．合流式下水道の改善及び老朽化した下水道施設について、必要な措置を講じること。
- 3．下水道事業債について
  - (1) 政府資金等良質な資金を確保するとともに、償還期限の延長、起債対象範囲の拡大及び借換え条件の緩和など一層の改善を図ること。
  - (2) 元利償還金の地方交付税への算入率を引き上げること。
  - (3) 事業債の元利償還金に対する一般会計繰入金にかかる消費税については、借入れ当時の税率を適用すること。
- 4．下水道事業等の市町村合併支援措置について
  - (1) 平成 15 年 4 月 2 日以降の合併市町村についても対象とするなどの改善を図ること。
  - (2) 小規模に分散整備された生活排水処理施設の経済的、効率的な維持管理を行うため、施設の統廃合を進める事業について、地域の実態にあった措置を講じること。

以上要望する。

## まちづくり等に関する要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．中心市街地の活性化を図るため、都市機能の向上に資する事業について重点的に支援措置を講じるとともに、タウンマネジメント機関（TMO）の育成について必要な措置を講じること。
- 2．都市自治体が、自主的に都市づくりを進めるため、用途地域等に関する都市計画決定等、土地利用の調整や規制に関する基準について自ら決定できるよう都市計画法及び建築基準法の見直しを行うこと。
- 3．土地区画整理事業等の市街地整備について、必要な支援措置や税制上の優遇措置を講じること。  
また、組合土地区画整理事業に対する貸付金の償還期間延長など制度の拡充を図ること。
- 4．全国の都市再生を実現するため、各種プロジェクト、まちづくり事業の推進に必要な支援措置を講じること。
- 5．特殊法人等の改革の推進に当たっては、安易に地方に負担を転嫁することのないよう必要な施策を講じること。

以上要望する。



## 都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 都市公園の整備を着実に推進するため、必要な措置を講じること。  
また、地域の要請を踏まえ、積極的に国営公園の選定を行うこと。
- 2 . 都市における緑地保全を図るため、都市緑地法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、都市自治体が土地買入れ等を行うに当たっては、土地所有者への税制上の優遇措置を講じること。
- 3 . 生産緑地法に基づく生産緑地の買取り申し出に対して柔軟な対応が可能となるよう特例措置を追加するとともに、同申し出に対応するための措置を講じること。
- 4 . 都市の温暖化であるヒートアイランド現象の緩和対策として、屋上・校庭・壁面緑化、保水性道路等の整備事業を推進すること。

以上要望する。

## 治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．河川等改修事業の着実な推進を図るため、必要な措置を講じること。  
また、河川敷地内の私有地の解消の推進を図ること。
- 2．地域特有の自然・歴史・文化と河川の特徴が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備を推進すること。  
また、電力（水力発電）開発により悪化した河川環境の改善を図るため、更なる措置を講じること。
- 3．都市部の浸水被害の軽減を図るため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を推進すること。
- 4．水需要に合わせた水利使用調整など水利権の弾力的運用を促進すること。
- 5．急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、必要な措置を講じること。  
また、土砂災害警戒区域における対象住民に対する支援措置を更に推進すること。
- 6．海岸浸食の対策には、河川の水源地から河口とその周辺の海岸に至るまでの統一的な河川管理が必要であることから、具体的な管理計画を策定するとともに、ダム再編事業及び海岸浸食対策事業の促進を図ること。

以上要望する。

## 道路の整備促進に関する要望

都市生活を支える基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．社会資本整備重点計画に即した道路整備を着実に推進するため、必要な措置を講じること。
- 2．道路特定財源については、これを確保するとともに、地方の道路整備が遅れていることにかんがみ地方への配分強化を図ること。
- 3．幹線道路網の整備について
  - (1)円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な措置を講じ、早期に完成させること。
  - (2)高速自動車国道の整備に当たっては、地方に新たな負担を求めることなく、早期に完成させること。

また、直轄方式の高速道路の整備に当たっては、地域の実情等を十分に勘案すること。
- 4．安全で快適な生活環境の創造のため、交通安全対策、道路防災対策、バリアフリー施策等を促進すること。

また、高齢者等の社会参加を支援するため、歩行空間の面的整備を促進すること。
- 5．大気汚染の防止や沿道の騒音の低減等を図るため、道路環境対策・渋滞対策を促進すること。

また、道路の整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。
- 6．道路の無電柱化を促進するため、必要な措置を講じるとともに、制度の更

なる改善を図ること。

7．緊急車両の所要時間の短縮、交差点での交通事故防止を図るため、緊急車両支援システムの導入を促進すること。

以上要望する。

## 運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について
  - (1) 公共交通事業者等のバリアフリー化の整備促進に必要な支援措置を講じるとともに、鉄道事業者等に対する指導を強化すること。
  - (2) 交通バリアフリー施設整備については、必要な支援措置を講じること。
  
- 2．整備新幹線について
  - (1) 整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の進捗を進め、早期の着工及び事業化を推進すること。
  - (2) 建設に伴う地域の負担については、適切な措置を講じること。
  
- 3．リニアモーターカーの技術開発を促進するとともに、早期実現化を図ること。
  
- 4．主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の高速化、複線化、路線延長及び鉄道新線建設等の整備促進に必要な支援措置を講じること。
  
- 5．空港の整備促進について
  - (1) 地域拠点空港の運用体制の拡充及び空港周辺の総合的な開発整備等を積極的に推進すること。
  - (2) 地方空港路線の国際空港への乗り入れを推進すること。
  
- 6．地方都市における交通渋滞の緩和を図るため、新しい交通システムの導入など都市内交通基盤の整備促進に対する支援を強化すること。

また、踏切道工事に係る地方自治体の費用負担について、鉄道事業者が適切な情報開示と地元自治体との十分な協議を行うよう、必要な指導をすること。

と。

- 7．鉄道事業者等の自転車駐車場の設置について、関連法の改正を含め実効ある施策を推進するとともに、施設整備に係る支援措置を講じること。
- 8．自動車の不法投棄対策を徹底するとともに、自治体が処分する放置自動車の処理費用に対する路上放棄車処理協力会による費用協力について、対象範囲の拡充等を図ること。
- 9．離島航路における1次産品の貨物運賃割引助成制度等の必要な支援措置を講じること。
- 10．新たな地域名表示ナンバープレートの導入を積極的に推進すること。  
また、運輸支局等の管轄区域のまたがる地域にも導入すること。
- 11．外国人観光客誘致等について
  - (1) 観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、振興策の抜本的な拡充を図り、国家戦略にふさわしい積極的な政策を推進すること。
  - (2) 外国人観光者が移動しやすいような運賃等の施策や観光案内標識等の掲載事項の統一化を図ること。
  - (3) 外国人観光客のニーズ調査とそれを踏まえたタイムリーな観光戦略の指導を図ること。
  - (4) 幅広い地域が一体となって進める観光を軸にした取組みに対して指導及び支援を図ること。
- 12．不審船の出没や外国船による不法操業などの問題が生じている沿岸地域の海上保安対策を強化すること。
- 13．本年4月の船員法の改正に伴い、船員雇用の申請窓口の指定を受けている都市において大幅な負担増となっていることから、以下の措置を講じること。
  - (1) 国は、市町村の指定解除の要請を受け入れること。

- ( 2 ) 申請手続きの手数料が無料となったことから、大幅な減収となっているため、これに代る財政措置を講じること。
- ( 3 ) 申請手続きが改正前より繁雑化していることから、簡略化を行うこと。

以上要望する。

## 生活交通維持対策に関する要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持する地方バス路線及び地方鉄道路線について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1．地方バス路線について

- (1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持費について、地域の実態にあった支援措置を講じること。
- (2) 地方自治体等が生活交通確保のため運行している必要不可欠なバス路線については、更なる支援措置を講じること。

### 2．地方鉄道について

- (1) 地方自治体が地方鉄道事業者に対し経営安定化のため行っている各種施策について、所要の支援措置を講じること。
- (2) 生活交通確保のため必要不可欠な地方鉄道路線について、地方の実態にあった支援措置を講じること。

以上要望する。



## 港湾・海岸に関する要望

産業活動・生活を支える基幹的な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 大規模地震、津波及び台風等から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするためにも、津波防波堤・防潮堤や海岸保全施設等の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁等の防災拠点の整備及びハザードマップ作成支援や津波・高潮防災ステーション整備等のハード・ソフト面一体となった港湾における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
2. 国際競争力の強化や物流の高度化、地域経済の再生を支援するため、国際港湾の機能強化、多目的国際ターミナル、大深水コンテナ埠頭、港湾ロジスティクスハブ等の総合的な物流基盤施設整備の推進を図ること。  
また、効率的な国内物流体系を構築するため、複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナル及び関連道路の整備等を促進するとともに、環境にやさしいモーダルシフト化を促進すること。
3. 循環型社会の実現を図るため、広域的なりサイクル施設の立地に対応したリサイクルポート等、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築のための基盤整備を推進すること。
4. 港湾・海辺の良好な景観の形成と交流空間の整備等による観光の振興や個性を活かした地域の発展に資するため、市民・NPOの参加と連携による「みなとまちづくり」等の施策の推進を図ること。
5. 自然と共生した社会の構築を図るため、自然共生型の事業を推進するとともに、閉鎖性水域の水質の改善対策を推進すること。
6. 老朽化した既存港湾施設の機能回復を図るため、維持修繕等のための必要な措置を講じること。

7 . 浸食が進んでいる海岸について、浸食対策施設の整備を促進すること。

以上要望する。